米子市から転出される方へ

米子市に在住中は、本市の発展のためにご協力いただきありがとうございました。 マイナポータルで転出届の申請を済まされた後、新しい住所にお住まいになってから、

14日以内に新住所地の市区町村役場に転入届をしてください。 なお、米子市から転出される方の主な手続きとして、次のようなものがあります。 返却が必要なものがありましたら、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、ご返送 ください。

ご不明な点等ありましたら、各担当課にお問い合わせください。

【主な手続き】 市外局番(0859)

項目	転出時の手続き	窓口(問合せ先)	注意事項
特別医療費の 助成を受けら れている方	・ 特別医療費受給資格証をお持ちの方は、同封の返信用封筒にて返却して ください	保険年金課 本庁1階⑥番窓口 番 23-5123	
新住所地では	・ 県外に転出される場合は、都道府県によって制度が異なる場合があります 詳しくは新住所地の市区町村役場でお尋ねください		
国民健康保険 に加入されて いる方	・被保険者証を同封の返信用封筒にて 返却してください 保険料の精算については後日連絡し ます ・学生の場合は学生用の被保険者証を 発行できる場合もありますので、お 問い合わせください	保険年金課 本庁1階⑦番窓口 番 23-5122	
新住所地では	・ 新住所地でも国民健康保険に加入する場合	は、新住所地の保険担	当課へお尋ねください
後期高齢者医療 被保険者証を お持ちの方	・ 被保険者証を同封の返信用封筒にて 返却してください 保険料の精算については後日連絡し ます	保険年金課 本庁1階⑦番窓口 番 23-5122	
新住所地では	・ 県外に転出される場合は、都道府県によって制度が異なる場合があります 詳しくは新住所地の市区町村役場でお尋ねください		
介護保険について	被保険者証を同封の返信用封筒にて返却してください負担割合証・負担限度額認定証等をお持ちの方は、あわせて返却してください保険料の精算については後日連絡します	長寿社会課 本庁1階⑭番窓口 番 23-5132	
新住所地では	・ 新住所地にお住まいになってから、14日以 をしてください	内に新住所地の介護保	険担当課へ認定を引き継ぐ手続き
児童手当に ついて (公務員を除く) 児童扶養手当 受給者の方	・児童を養育されている方が転出される場合は、特に手続きの必要はありません。受給者(児童を養育されている方)が、転出されない場合は、別居監護申立書を送付します・児童扶養手当受給者の方は、児童扶養手当住所変更届を米子市ホームページから印刷してご記入の上、同封の返信用封筒にて提出してください。	こども支援課 ふれあいの里1階 番 23-5135	
新住所地では	・ 新住所地でも児童手当、児童扶養手当を受給するには、新たに申請等が必要です		

マイナポータルから転出届をされる方へ

項目	転出時の手続き	窓口(問合せ先)	注意事項
妊娠中の方、乳 幼児期のお子さ	・ 妊婦・産後・乳児一般健康診査受診 票は、転出日以降は使用できません	こども相談課 ☎23-5453	手続きについては、新住所地の市区町村役場でお尋ねくだ
んがいる方	・ 予防接種予診票は、転出日以降は使用できません	健康対策課 否 23-5472	さい
新住所地では	・ 世帯に乳幼児、妊娠中または出産後間もな 事業(妊婦・産婦・乳幼児健診や予防接種		
子どものための教育・保育給付認定または子育てのための施設等利用給付認定を受けている方	・ 特に手続きの必要はありません	こども支援課 ふれあいの里1階 ☎23-5177	
新住所地では	・ 認定が必要な方は、認定申請の手続きを	こしてください	
小・中学校に 通われるお子 さんがいる方	・転校することを今までの学校に伝え、転校に必要な書類【転学生徒 (児童)教科用図書給与証明書等】 を学校からお受け取りください	今まで通っていた 学校	転入届時に新しい学校での手続き方法を確認してください引き続き米子市内の学校に就学を希望される場合は、学校教育課(ふれあいの里1階 ☎23-5433)までお問い合わせください
国民年金に加入されている方	・ 国民年金1号に加入されている方で、国外に転出される場合は国民年金の資格喪失届が必要ですまた、日本国籍の方は、申出により任意加入ができます ・ 国民年金1号以外の方は特に手続きの必要はありません	保険年金課 本庁1階⑤番窓口 番 23-5142	任意加入は、遡っての加入はできません
新住所地では	・ 国民年金に加入されている方は、新住所	- 「地の市区町村役場で	お尋ねください
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者 保健福祉手帳をお持ちの方 特別障害者手当・障	・ 特に手続きの必要はありません	障がい者支援課 本庁1階⑨番窓口	
害児福祉手当・特別 児童扶養手当受給 者の方	・ 特に手続きの必要はありません	看 23-5153 看 23-5159 看 23-5544	
自立支援医療受給 者の方	・ 特に手続きの必要はありません	☎ 23−5545	
障害福祉サービス受 給者の方	・ 特に手続きの必要はありません		
新住所地では	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、新住所地の市区町村役場でお尋ねください 特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当受給者の方は、新住所地の市区町村役場でお尋ねください 自立支援医療受給者の方は、新住所地の市区町村役場でお尋ねください 障害福祉サービス受給者の方は、新住所地の市区町村役場でお尋ねください		
マイナンバー カード、住民基 本台帳カードを お持ちの方	・新住所地で <u>転入手続きの際には、必ず世帯員全員分のカードを</u> お持ちく ださい	市民一課 本庁1階④番窓口 ☎ 23-5144	新住所地で継続利用の手続を しないと、カードの効力は自 動的に失効します
電子証明書を登録されている方	署名用電子証明書(e-Tax用)の効力は、転出と同時に失効します利用者証明用電子証明書は新住所地	※ 転出屈をされた中	詳しい手続き方法は新住所地 でご確認ください 寺点で、コンビニ交付サービスは
	で継続利用の手続きが必要です		ますのでご注意ください
新住所地では	 転出予定日から30日以内に転入届をしてください。 転入した日から14日を過ぎるとカードが失効します。 転入届をしてから90日以内にカードの継続手続きをしてください。 		

マイナポータルから転出届をされる方へ

項目	転出時の手続き	窓口(問合せ先)	注意事項
マイナンバー カードを申請中 の方	・米子市での申請は取り消しになりますので、新住所地で再度申請が必要 です	市民二課 本庁1階20番窓口 否 21-8574	申請書の入手方法等、詳しく は新住所地でお尋ねください
印鑑登録証を お持ちの方	・転出日(予定日)をもって印鑑登録は自動的に廃止となります ・失効した印鑑登録証は、返却または破棄してください	市民一課 本庁1階④番窓口 番 23-5144	印鑑登録証明書については、 転出予定日の前日まで取得が 可能です (ただし、コンビニ交付サービスの利 用はできません)
本人通知制度 登録者の方	・ 引き続き通知をご希望の方は登録変 更の届け等が必要です	市民一課 本庁1階④番窓口 番 23-5141	くわしくは市民一課にお問い 合わせください

【その他の手	続き】		
項目	転出時の手続き	窓口(問合せ先)	注意事項
市営住宅から転出される方	・ 異動等の手続きが必要です	鳥取県住宅供給公社 西部事務所 糀町1丁目160番地 ☎21-8806	鳥取県住宅供給公社 (鳥取県西部総合事務所3号 館1階)にお問い合わせくだ さい
市営墓地 (南公園・北公 園・淀江墓苑) 使用者の方	・ 市営墓地使用者の住所変更手続きをしてください (※ただし、南公園墓地内の西念寺・ 善證寺区画をご使用の方は、直接お 寺にお問い合わせください)	建設企画課 糀町庁舎2階(糀町1丁 目160番地) ☎ 23-5529	手続きに必要なものについては、建設企画課へお問い合わせください(墓地使用許可証が必要になります)
納税について	・転出された後に納付期限が到来する 場合がありますので、納付の確認を お願いします	収納推進課 本庁2階 番 23-5102	市県民税は1月1日現在の住所地で課税されます 転出後もご納付をお願いします ※市税が未納にならないようご注意ください
市県民税について	・市県民税(住民税)は、年の1月1 日現在の住所地で課税されることに なっており、原則手続きは必要あり ません	市民税課 本庁2階 番 23-5114	所得証明書は1月1日にお住まいだった住所地の市区町村役場で取得してください(詳しくは、市民税課へお問い合わせください)
軽自動車税に ついて 原動機付自転車 (125cc以下の バイク)等を登 録されている方	 原動機付自転車(125cc以下)等をお持ちの方は、米子市ホームページに掲載しております申告書に必要事項を記入の上、右欄の「必要なもの」を添付して郵送してください 「日本品」 <li< th=""><th>市民税課 本庁2階 岙23-5111 ろ23-5171</th><th>必要なもの ・ナンバープレート ・本人確認書類の写し (運転免許証等) ・標識交付証明書</th></li<>	市民税課 本庁2階 岙 23-5111 ろ 23-5171	必要なもの ・ナンバープレート ・本人確認書類の写し (運転免許証等) ・標識交付証明書
新住所地では	・引き続き125cc以下のバイク等を使用され をしてください 必要なもの ・本人の		
固定資産税について	・ 市内にお住まいの方が納税の管理を される場合は、納税管理人選定の申 告をしてください	固定資産税課本庁2階 番23-5112	納税管理人を選定されない方 の納税通知書等は、転出後の ご住所地に送付します
郵便物の転送 届出	・「転居届」の手続きをしてください (e転居、郵送、郵便局窓口)	米子郵便局 米子市弥生町10 公 34-5150	
二十歳を 迎えられる方	・ 米子市二十歳を祝う会(例年1月3 日開催)に出席を希望される方は、 出席される会の前年の10月2日から11 月末日までに、電話かメールでお問 い合わせください	生涯学習課 本庁4階 番 23-5442	くわしくは生涯学習課にお問 い合わせください

マイナポータルから転出届をされる方へ

項目	転出時の手続き	窓口(問合せ先)	
上水道	・ご使用を中止されるときは、使用 中止の届出が必要です (遅くとも3、4日前までに)	米子市水道局お客さまセンター 米子市車尾南2丁目8-1 番 32-9917 米子市水道局 ホームページで も事前受付して います	
・公共下水道 ・農業集落排水	※水道局への届出で下水道部への届 出が省略できます	事前にお電話でご連絡ください	
新住所地では	・新住所地で手続き方法をご確認のうえ、	使用開始の届出をしてください	
犬を飼われて いる方 (犬を連れて転出 される方)	・ 米子市では必要な手続はありません	環境政策課 米子市クリーンセンター2階 23-5257 河崎3280-1	
新住所地では	・ 犬の所在地変更及び犬の鑑札引換え交付等の手続きが必要となりますが、 詳しい手続方法は新住所地でご確認ください		
いる方 ださい (犬を米子市に (手続きは、新 残して転出され さい)	・ 犬の所有者変更等の手続きをしてく	環境政策課 米子市クリーンセンター2階 23-5257 河崎3280-1	
	(手続きは、新所有者が行ってくだ	市民二課 市役所本庁1階⑪番窓口 ☎ 21-5853	
る方) 		地域生活課 米子市淀江支所1階 25 56-3112 淀江町西原1129-1	

【転出先住所の変更・転出の取りやめについて】

転出先住所に変更があったり、転出を取りやめる場合には、以下のとおり手続きをしてください

転出先の住所が 変更になった場合	・ 新住所地の市区町村役場で転出先の住所が変更になったことを申し出てください
転出を取りやめ る場合	・マイナポータルで転出届取消の申請をしてください(マイナポータルから転出届取消の申請ができるのは、転出予定日の前日までですので、それ以降は窓口で手続きをしてください)

【外国人住民のかたへ】

新住所地では

- ・ 特別永住者証明書・在留カード等が必要です。転入の手続きの際はマイナンバーカード とともに提示してください
- ・ 外国人住民が世帯主である世帯に、転入される際、その世帯主と関係が分かる資料が必要な場合があります。詳しくは新住所地の市町村役場へお尋ねください

【その他問合せ先】

電気	電話(移設)
中国電力 米子営業所	NTT西日本
否 0120-211-476	否 116

※ 米子市の情報は米子市ホームページ (アドレス:www.city.yonago.lg.jp)でもご覧いただけます。

(令和6年3月作成)



〒683-8686 鳥取県米子市加茂町1丁目1番地 米子市役所 市民一課 電話(0859)23-5144